

自然科学研究機構基礎生物学研究所研究力強化戦略室規則

平成26年3月31日
基研規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究力強化戦略室規則（平成25年自機規則第24号）第7条の規定に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）に置く研究力強化戦略室（以下「戦略室」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 戦略室は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究力強化戦略室規則（平成25年自機規則第24号）第2条各号に規定する任務を行うとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究力強化推進本部と連携して機構全体の研究力強化に資する。

(組織)

第3条 戦略室は、次の各号に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 その他の室員

2 前項第3号のその他の室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 研究教育職員 若干名
- 二 URA職員
- 三 年俸制職員 若干名
- 四 その他、研究所長が必要と認めた者

(室長)

第4条 室長は、戦略室の業務を総括する。

(戦略室会議)

第5条 戦略室に戦略室の運営に関する事項を審議するため、戦略室会議を置く。

2 戦略室会議は、第3条第1項の室員をもって構成する。

3 室長は、戦略室会議を招集し、その議長となる。

4 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 戦略室会議は、室員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 戦略室会議の議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 戦略室の事務は、総務課、国際研究協力課、財務課及び調達課が分担して行い、国際研究協力課が総括する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年3月31日から施行し、平成26年3月14日から適用する。

附 則（平成26年基研規則第2号）

この規則は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。